

# 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

## 入所重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ
- ・所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
- ・開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- ・管理運営 公益社団法人地域医療振興協会
- ・管理者 船越 樹
- ・電話番号 0175-73-7200 (F A X 0175-72-3267)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻る事ができるように支援することを目的とした施設です。さらに家庭復帰の場合には、療養環境の整備などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

#### (3) 施設の職員体制及び定員

別紙 2 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ 運営概要のとおりです。

### 2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案（3ヶ月毎の定期的な見直し、及び状態変化に応じて見直しを検討します）

- ② 食事 朝食 8時00分～9時00分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 18時00分～19時00分

\* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

\* 食事は入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮して提供いたします。

③ 口腔ケア

食事後は利用者の状態に合わせた口腔ケアを行います。また、歯科医院と連携し充実したケアに努めます。

④ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、1週間に2回以上ご利用いただきます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑤ 医学的管理・看護

利用者の病状又は心身の状況により検査、投薬、処置を適切に行います。また、利用者の病状からみて必要な医療を提供することが困難と認めたときは、協力病院へ紹介等行います。

⑥ 介護

自立支援を目的とした、日常生活上のお世話を行います。

⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧ 相談援助サービス

⑨ 行政手続き代行

⑩ 退所時支援

医師・看護師・介護支援専門員・支援相談員等と連携し支援します。

⑪ その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 利用者負担額等について

介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・負担割合証・介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。施設利用料・その他の料金及び支払方法については別紙1のとおりです。

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただいています。

##### ・協力医療機関

- ・名 称 北部上北広域事務組合 公立野辺地病院
- ・住 所 青森県上北郡野辺地町鳴沢 9 番地 12
  
- ・名 称 六ヶ所村地域家庭医療センター（歯科）
- ・住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 986 番地 4

#### 5. 緊急時や事故発生の対応

サービスの提供中に事故（火災・食中毒・職員の手落ちによる転倒等）が発生した場合は、利用者に対し応急処置、施設医師の医学的判断により医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに連帯保証人（書類等送付先及び緊急連絡先届出書）、居宅介護支援事業者や、状況に応じてお住まいの市町村に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。（当事業所は病院賠償責任保険に加入しています。）

##### （非常災害対策）

- ・防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常誘導灯他
- ・防災訓練     年 2 回

#### 6. 施設利用にあたっての留意事項

##### ① 外泊、外出について

事前に当施設に連絡し許可を得た後、必要書類に署名、捺印が必要となります。

##### ② 面会について

やむを得ない場合を除いて午後 1 時～午後 5 時となります。

食品の持ち込については制限があります。

衣類整理、入浴準備は連帯保証人等でお願ひします。火気の取り扱いは禁止となります。

##### ③ 喫煙について

全館禁煙となっておりますのでご協力お願いします。

##### ④ 飲酒について

主治医の許可以外は禁酒となります。

- ⑤ 所持品、備品等の持ち込みについて  
施設の許可を得るものとします。
- ⑥ 所持金、貴重品の管理について  
おこづかいとして、上限を一万円でお預かりいたします。  
施設で預かっている金品等以外のものが紛失した場合は、施設は一切責任を負いませんのでご理解の程よろしくお願ひいたします。
- ⑦ 施設内での営利行為、宗教活動、政治活動は禁止します。
- ⑧ 入所中に他の医療機関にかかりたい場合は当施設に相談した後、連帯保証人対応とし、手続きが必要です。
- ⑨ 外出・外泊等での他医療機関の受診について  
事前に当施設に申し出てください。緊急の場合は受診先に老人保健施設に入所中である旨を伝えてください。

## 7. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） 0175-73-7200 担当者：支援相談員、介護支援専門員

